

「健康保険被扶養者調書」に添付する証明書類

対象者		証明書類	書類の入手先	
配偶者	収入なし	① 令和元年度課税(非課税)証明書【写し不可】	市区町村役所	
	収入あり	パートタイマー アルバイト など	① 直近3ヶ月分(令和元年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注4)	勤務先
		自営業者 不動産収入のある方	① 令和元年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ② 平成30年分「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」	市区町村役所 税務署
		年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	① 直近の年金額改定通知書の写し または ※注5)直近の年金振込通知書の写し	年金事務所
子女	収入なし	学生	① 在学証明書【写し不可】または 学生証の写し	在学先
		学生以外	① 令和元年度課税(非課税)証明書【写し不可】	市区町村役所
	収入あり	学生	① 在学証明書【写し不可】または 学生証の写し ② 直近3ヶ月分(令和元年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注4)	在学先 勤務先
		パートタイマー アルバイト フリーター など	① 直近3ヶ月分(令和元年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注4)	勤務先
実父母・兄弟姉妹	収入あり	パートタイマー アルバイト など	① 直近3ヶ月分(令和元年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注4)	勤務先
		自営業者 不動産収入のある方	① 令和元年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ② 平成30年分「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」	市区町村役所 税務署
		年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	① 直近の年金額改定通知書の写し または ※注5)直近の年金振込通知書の写し	年金事務所
	収入なし	① 令和元年度課税(非課税)証明書【写し不可】 ② 直近3ヵ月間(令和元年6月～8月)の送金証明書 ※注6)		市区町村役所
		パートタイマー アルバイト など	① 直近3ヶ月分(令和元年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注4)	勤務先
			② 直近3ヵ月間(令和元年6月～8月)の送金証明書 ※注6)	
		自営業者 不動産収入のある方	① 令和元年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ② 平成30年分「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」 ③ 直近3ヵ月間(令和元年6月～8月)の送金証明書 ※注6)	市区町村役所 税務署
			年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	① 直近の年金額改定通知書の写し または ※注5)直近の年金振込通知書の写し ② 直近3ヵ月間(令和元年6月～8月)の送金証明書 ※注6)
義父母※注7)	収入なし	① 令和元年度課税(非課税)証明書【写し不可】 ② 住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	市区町村役所 〃	
		パートタイマー アルバイト など	① 直近3ヶ月分(令和元年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注4) ② 住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	勤務先 市区町村役所
	収入あり	自営業者 不動産収入のある方	① 令和元年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ② 平成30年分「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」 ③ 住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	市区町村役所 税務署 市区町村役所
		年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	① 直近の年金額改定通知書の写し または ※注5)直近の年金振込通知書の写し ② 住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	年金事務所 市区町村役所

<注意事項>

- 注1) 直近3ヶ月分の給与明細書の写しは、令和元年6月～8月に支給されたものを提出してください。
働いていないなどで提出できないときは、直近の他の月分を提出してください。
- 注2) 給与明細書の写しは、給与支払者と給与支払先が記載され、通勤手当(交通費)を含む総支給額が記載されたものの提出が必要です。
- 注3) 直近3ヵ月(令和元年6月～8月)の給与明細書に通勤手当の支給額の記載がない方は、通勤手当の支給額が記載された給与明細書の写しも合わせて提出して下さい。
- 注4) 通勤手当の支給のない方は、「健康保険被扶養者調書」の備考欄に、通勤手当なしと赤字で記入してください。
- 注5) 年金振込通知書は、受給者氏名が記載された箇所の写しも提出してください。
- 注6) 送金証明書は、銀行振込の控え、銀行等の通帳の写し、現金書留の写しなどで、送金者と受取者が記載されているものを提出してください。
なお、送金額は扶養家族1人について、月7万円以上でありかつその額が扶養家族の収入以上であることが必要です。
- 注7) 義父母は、被保険者の方と同居していることが扶養家族として認定する要件となります。

